

◆厚生年金基金は廃止の方針／厚生労働省は、来年の通常国会に厚生年金保険法の改正案を提出ことを目指す。

○「厚生年金基金」とは公的年金（国民年金・厚生年金）に任意で上乗せする企業年金の1つ。10年度末で加入する者は447万人、受給者284万人。積み立て不足に陥り、厚生年金の代行部分の保険料を国に返せなくなっている（代行割れ）基金は11年度末（速報値）で、約570ある基金の半数で286基金、不足額は1兆1100億円。

○廃止の時期は、他の企業年金制度への移行準備などのため10年程度先になるとみられています。

○同省は、加入者らが運用し運用次第で給付額が変わる「確定拠出年金」などへの移行を促す方針。

○改正案には、基金解散時に①国に返還すべき積立金を減額する②複数の企業が加入する基金について、返還に連帯責任を負う仕組みをなくすなどを盛り込む方向です。

◆子育て支援／中小企業も対象に加わる／改正育児・介護休業法が平成24年7月から義務化

A) 3歳未満の子供がいる従業員が対象で、以下のことが義務化される

- ① 勤務時間の短縮／3歳未満の子を持つ従業員が希望すれば、1日6時間労働も選べるような短時間勤務制度をつくる。
- ② 残業の制限／3歳未満の子を持つ従業員が希望すれば、残業など所定外労働を制限・免除する。

B) 介護休暇／対象家族1人につき1回93日の介護休暇と別に、1人年5日まで（最大で10日）休めるようにする。

◆高齢者雇用法案を可決／65歳まで雇用義務化

- (A) 但し、衆院の修正で、「指針」の要件を満たせば、選別可能。
- (B) 継続雇用の例外として「心身の故障」を明記する。

